

## 目黒区介護保険サービス事業者等指導及び監査の実施に関する要綱

平成 18 年 5 月 9 日付目健介第 225 号  
平成 20 年 3 月 25 日付目健介第 1741 号  
平成 21 年 3 月 23 日付目健介第 3797 号  
平成 21 年 6 月 9 日付目健介第 1619 号  
平成 24 年 4 月 5 日付目健介第 149 号  
平成 27 年 4 月 9 日付目健計第 137 号  
平成 28 年 4 月 1 日付目健計第 36 号  
平成 29 年 4 月 3 日付目健計第 28 号  
令和 3 年 4 月 1 日付目健計第 77 号  
令和 5 年 4 月 3 日付目健計第 213 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 23 条、第 42 条、第 42 条の 3、第 45 条、第 47 条、第 49 条、第 54 条、第 54 条の 3、第 57 条、第 59 条、第 76 条、第 78 条の 7、第 83 条、第 90 条、第 100 条、第 114 条の 2、第 115 条の 7、第 115 条の 17、第 115 条の 27、第 115 条の 45 の 7 及び旧介護保険法（健康保険法等の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 83 号）第 26 条の規定による改正前の介護保険法をいう。）第 112 条の規定に基づき、指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定地域密着型介護サービス事業者、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者、指定介護予防支援事業者及び介護保険施設等（以下「サービス事業者等」という。）に対して目黒区（以下「区」という。）が行う指導及び監査について、基本的事項を定める。

(指導及び監査の目的)

第 2 条 指導及び監査は、サービス事業者等に対して行う介護給付、予防給付及び第 1 号事業支給費（以下「介護給付等」という。）に係る居宅サービス等（以下「介護給付等対象サービス」という。）の内容並びに介護給付等に係る費用（以下「介護報酬」という。）の請求等に関し、法令及び通達等に照らし必要な調査を実施し、サービス事業者等に対し必要な助言及び指導又は是正の措置を講ずることにより、介護保険制度の円滑な運営、介護給付等対象サービスの質の確保及び利用者保護を図ることを目的とする。

(指導及び監査の対象)

第 3 条 この要綱に基づく指導及び監査の対象は、次に掲げるサービス事業者等とする。

- (1) 指定居宅サービス事業者
- (2) 指定地域密着型サービス事業者
- (3) 指定居宅介護支援事業者
- (4) 指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院及び指定介護療養型医療施設

- (5) 指定介護予防サービス事業者
- (6) 指定地域密着型介護予防サービス事業者
- (7) 指定介護予防支援事業者
- (8) 居宅介護及び介護予防のための住宅改修を行う者
- (9) 法第115条の45第1項第1号に規定する第1号事業を行う者
- (10) 前記(1)から(7)までの特例によりサービスを行う者

(指導の方針)

第4条 指導は、介護給付等対象サービスの取扱い及び介護報酬請求などに関する事項について周知徹底させるとともに、法令及び通達等に照らし改善の必要があると認められる事項について、適切な助言及び指導を行うことに主眼を置いて実施する。

(指導形態)

第5条 指導の形態は次のとおりとする。

(1) 集団指導

指導の対象となるサービス事業者等を、介護給付等対象サービスの取扱い、介護報酬請求の内容、制度改正内容及び高齢者虐待事案をはじめとした過去の指導事例等に基づく指導内容について、年1回以上、必要な指導の内容に応じ一定の場所に集めて講習等の方法により行う。なお、オンライン等(オンライン会議システム、ホームページ等。以下同じ。)の活用による動画の配信等による実施も可能とする。

(2) 運営指導

ア 運営指導の形態

運営指導の形態は、次の(ア)から(ウ)までの内容について、原則、実地により行う。また、区が単独で行うものを「一般指導」とし、厚生労働省又は都道府県と区が合同で行うものを「合同指導」とする。なお、(ア)から(ウ)までの実施については、必要に応じ、それぞれ分割して実施する。

(ア) 介護サービスの実施状況指導

個別サービスの質に関する指導

(イ) 最低基準等運営体制指導

基準等に規定する運営体制に関する指導

(ウ) 報酬請求指導

加算等の介護報酬請求の適正実施に関する指導

イ 実施頻度

運営指導は、原則として指定又は許可の有効期間内に少なくとも1回以上、指導の対象となるサービス事業者等について行う。

ウ 運営指導の内容

運営指導の実施に当たっては、基準等への適合性に関し、サービス事業者等による自己点検を励行するものとし、上記ア(ア)及び(イ)については、介護サービス

の質の確保、利用者保護等の観点から重要と考えられる標準的な確認すべき項目及び標準的な確認すべき文書に基づき実施する。

(指導対象)

第6条 指導は、全てのサービス事業者等を対象とし、効率的な指導を行う観点から、その選定については、一定の方針に基づき実施する

(1) 集団指導の対象

集団指導は、区が指定の権限を持つ全てのサービス事業者等（以下「区指定サービス事業者等」という。）を対象に行う。なお、都道府県知事又は他の区市町村長（以下「都道府県知事等」という。）が指定又は許可の権限を持つサービス事業者等のうち目黒区をサービス提供地域とする事業所を運営するサービス事業者等を含むことも可能とする。

(2) 運営指導の対象

運営指導は、実施頻度や個別事由を勘案し、原則毎年度、計画的に実施できるよう、次のサービス事業者等から対象を選定する。

ア 介護給付等対象サービスを開始したサービス事業者等で概ね事業開始 1 年以内の事業者等

イ 前回運営指導を実施してから一定の期間が経過したサービス事業者等

ウ その他、特に一般指導が必要と認められるサービス事業者等

(指導の実施方針)

第7条 指導を効率的かつ効果的に実施するため、指導の重点事項、指導目標及び指導項目等を定める指導実施方針（以下「実施方針」という。）を毎年度、別に定めるものとする。

2 実施方針に基づき、当該年度の実地指導等の実施時期、指導班の編成及び規模等を定めるものとする。

(指導方法等)

第8条 指導の方法等は、次のとおりとする。

(1) 集団指導

ア 実施通知

集団指導の日時、場所、出席者、指導内容等を決定し次第、速やかに文書により当該サービス事業者等に通知する。

イ 指導方法

実施に当たっては、サービス事業者等に対して、指導内容の理解を深めるため質問や個別相談に応じる等の工夫をする。なお、集団指導に参加しなかったサービス事業者等に対しては、使用した資料の送付等により確実に資料の閲覧が行われるよう情報提供するとともに、オンライン等の活用による動画の配信等による場合は、配信動画の視聴や資料の閲覧状況について確認する。

(2) 運営指導

## ア 実施通知

運営指導の対象となるサービス事業者等を決定したときは、あらかじめ次に掲げる事項を文書により当該サービス事業者等に通知する。ただし、指導対象となる事業所において高齢者虐待が疑われる等の理由により、あらかじめ通知したのでは当該サービス事業者等の日常におけるサービスの提供状況を確認することができないと認められる場合は、指導開始時に次に掲げる事項を文書により通知するものとする。

(ア) 運営指導の根拠規定及び目的

(イ) 運営指導の日時及び場所

(ウ) 指導担当者

(エ) サービス事業者等の出席者

(オ) 準備すべき書類等

(カ) 当日の進め方、流れ等

## イ 指導方法

運営指導は、法令及び通達等に基づき、関係書類を閲覧し、関係者との面談方式により行う。なお、施設・設備や利用者等のサービス利用状況以外の実地でなくとも確認できる内容（第5条（2）ア（イ）及び（ウ）に限る。）の確認については、情報セキュリティの確保を前提としてオンライン等を活用することができる。

### (3) 指導結果の通知等

指導の結果、改善を要すると認められた事項については、後日、文書により指導結果を通知する。

### (4) 改善報告書の提出

当該サービス事業者に対して、文書により改善を指摘した場合は、指導結果通知後30日以内に、改善報告書の提出を求める。

### (5) 指導体制

指導は、2人以上の指導班を編成して実施する。

### (6) その他

区は必要と認めるときは、介護保険法第24条の2の規定に基づき、指導及びこれに係る事務の一部を指定市町村事務受託法人に委託することができるものとする。

## (監査への変更)

第9条 運営指導を実施中に、下記の各号のいずれか（以下（1）、（2）又は（3）を「指定基準違反等」、（4）を「人格尊重義務違反」という。）に該当する状況を確認した場合は、運営指導を中止し、次条以下に規定するところにより、直ちに監査を行い、事実関係の調査及び確認を行うものとする。

(1) 介護給付等対象サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準に従っていない

い状況が著しいと認められる場合又はその疑いがあると認められる場合

(2) 介護報酬請求について、不正を行っているとして認められる場合又はその疑いがあると認められる場合

(3) 不正の手段による指定等を受けていると認められる場合又はその疑いがあると認められる場合

(4) 高齢者虐待等により、利用者等の生命又は身体の安全に危害を及ぼしていると認められる場合又はその疑いがあると認められる場合

(監査の方針)

第10条 監査は介護給付等対象サービスの内容及び介護報酬の請求等に関する事項について、不正又は著しい不当が疑われる場合等において、事実関係を的確に把握し公正かつ適切な措置を採ることに主眼を置いて実施する。

(監査対象の選定)

第11条 監査は、下記に示す情報等を踏まえて、指定基準違反等又は人格尊重義務違反の確認について必要があると認められる場合に立入検査等により行う。

(1) 要確認情報

ア 通報・苦情・相談等に基づく情報

イ 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(平成17年法律第124号)に基づき虐待を認定した場合又は高齢者虐待等により利用者等の生命又は身体の安全に危害を及ぼしている疑いがあると認められる情報

ウ 国民健康保険団体連合会(以下「連合会」という。)、地域包括支援センター等へ寄せられる苦情

エ 連合会・保険者からの通報情報

オ 介護給付費適正化システムの分析から特異傾向を示すサービス事業者等

カ 法第115条の3第4項の規定に該当する報告の拒否等に関する情報

(2) 運営指導における情報

法第23条の規定により行った指導において、サービス事業者等について認めた(その疑いがある場合を含む。)指定基準違反等及び人格尊重義務違反

(監査方法等)

第12条 監査は立入検査等により行うものとし、次の各号に掲げる監査の区分に応じて、当該各号に定める手続をとるものとする。

(1) 区長が指定権限を持つサービス事業者等に対する監査

ア 実施通知

区長は、監査の対象となるサービス事業者等を決定したときは、次に掲げる事項を文書により、監査開始時に通知する。なお、運営指導の実施中に監査に移行した場合は、口頭により監査を実施する旨及び当該事項を通告する。

(ア) 監査の根拠規定

- (イ) 監査の日時及び場所
- (ウ) 監査担当者
- (エ) 監査対象サービス事業者等の出席者
- (オ) 必要な書類等
- (カ) 虚偽の報告又は答弁、検査忌避等に関する罰則規定

イ 情報提供等

区長は、監査の実施に当たっては、事前に、監査の対象となるサービス事業者等に関係する保険者及び監査の対象が指定地域密着型サービス事業者等又は指定地域密着型介護予防サービス事業者等である場合は、それらの事業者を指定する全ての区市町村長に情報提供を行い、必要に応じて当該監査と同時にこれらの者による監査を実施する等の連携を図るものとする。

ウ 監査結果の通知

区長は、監査の結果については当該サービス事業者等に文書により通知する。なお、次条（１）から（７）までに該当する場合はそれらの通知に代えることができる。また、次条（１）から（７）までに該当しない、改善を要すると認められた事項については、その旨を通知し期限を定めて報告を求めるものとする。

（２）都道府県知事等が指定又は許可の権限を持つサービス事業者等に対する区長による監査

ア 実施通知

前号アに準ずる。

イ 情報提供等

区長は、指定又は許可の権限が都道府県知事等にあるサービス事業者等について監査を行う場合、都道府県知事等に対し事前に当該監査を実施する旨の情報提供を行うものとする。

ウ 都道府県知事等への通知

区長は、監査により指定基準違反等又は人格尊重義務違反があると認めるときは、文書によって都道府県知事等にその旨を通知する。なお、都道府県知事等と区長が同時に同一のサービス事業者等に監査を行っている場合には、省略することができる。

エ 監査結果の通知

前号ウに準ずる。

２ 監査の実施に当たっては、原則として、運営指導の指導班を中心に班を編成して実施する。

（行政上の措置）

第 13 条 区長は、指定基準違反等又は人格尊重義務違反が認められた場合には、区長は法第 5 章に掲げる「勧告、命令等」、「指定の取消し等」の規定に基づき、次の各号に定める

行政上の措置をとるものとする。

(1) 勧告 区長は、区指定サービス事業者等に指定基準違反等（介護報酬の請求に関することを除く。）の事実が確認された場合、当該サービス事業者等に対し、期限を定めて、文書により基準の遵守等の措置をとるべきことを勧告することができるほか、当該期限内にこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。なお、区長は、勧告した場合は、当該サービス事業者等に対し期限内に文書によりとった措置について報告を求める。

(2) 命令 区長は、区指定サービス事業者等が正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該サービス事業者等に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命令することができるほか、命令をした場合には、その旨を公示しなければならない。なお、区長は、命令した場合は、当該サービス事業者等に対し期限内に文書によりとった措置について報告を求める。

(3) 指定の取消し等 区長は、指定基準違反等又は人格尊重義務違反の内容等が、法第78条の10各号、第84条第1項各号、第115条の19各号、第115条の29各号、第115条の45の9各号のいずれかに該当する場合においては、当該区指定サービス事業者に係る指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力の停止をすること（以下「指定の取消し等」という。）ができる。

(聴聞等)

第14条 区長は、監査の結果、区指定サービス事業者等が命令又は指定の取消し等の処分（以下「取消処分等」という。）に該当すると認められる場合は、監査後、取消処分等の予定者に対して、行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第1項各号の規定に基づき聴聞又は弁明の機会の付与を行わなければならない。ただし、同条第2項各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(経済上の措置)

第15条 区長が取消処分等（命令を除く。）を行った場合に、当該区指定サービス事業者等が法第22条第3項に規定する偽りその他不正の行為により介護報酬の支払いを受けている場合には、その支払った額につきその返還させるべき額を不正利得とし、当該支払いに関係する保険者に対し、当該不正利得の徴収を行うよう通知するものとする。

2 区長は、前項の不正利得については、原則として、法第22条第3項の規定により当該返還させるべき額に100分の40を乗じて得た額を併せて徴収するものとする。

(監査にあたっての留意事項)

第16条 区長は、区指定サービス事業者等に対し第13条に規定する行政上の措置を行う場合には、事前に東京都知事に情報提供を行うものとし、東京都知事から必要に応じて助言を受けるものとする。

2 区長は、法第 197 条第 2 項の規定に基づき、監査及び行政上の措置の実施状況について厚生労働省に報告するものとする。

付則

この要綱は、平成 18 年 5 月 9 日から施行する。

付則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

付則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

付則

この要綱は、平成 21 年 6 月 9 日から施行する。

付則

この要綱は、平成 27 年 4 月 9 日から施行する。

付則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

付則

この要綱は、平成 29 年 4 月 3 日から施行する。

付則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

施行の際、「実地指導」に関するものとして既に通知したものは「運営指導」に関するものとみなす。当面の間、サービス事業者等から「実地指導」に関するものとして提出があったものは「運営指導」に関するものとみなす。